

# U&I NEWSLETTER 番外編

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所  
URYU & ITOGA <https://uryuitoga.com>  
東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号  
アーク森ビル 36階  
TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg. 36F 12-32, Akasaka 1-chome  
Minato-ku, Tokyo 107-6036, JAPAN  
TEL: 03-5575-8400 FAX: 03-5575-0800

## 中国の「司法試験」 について 弁護士 劉 奔

### 1. はじめに

私は昨年中国の国家統一法律職業資格(日本の司法試験にあたる国家試験)合格することができました。せっかくですので、以下では、この試験の概要を紹介させていただきたいと思えます。

### 2. 法律職業資格試験の沿革

かつては、中華人民共和国国家統一司法試験(以下、「かつての中国の司法試験」といいます。)という名前の中国の「司法試験」が存在し、弁護士(中国)等の特定の法律職業に従事するための資格試験として、2001年から2017年までの間、中国の司法部によって実施されました。

ところが、中国では、2014年頃より法曹養成制度の改革および司法試験制度の改革の議論が活発になり、その結果、中国の全国人民代表大会常務委員会(日本の国会に相当します。)で、裁判官法を含む8つの法律を改正する決定が採択され、かつての中国の司法試験も国家統一法律職業資格試験(以下、「**法律職業資格試験**」)に改称されました。この改称に伴い、弁護士、裁判官、検察官および公証人のみならず、行政処分、行政不服審査、行政裁決に携わる者、法律顧問、仲裁人等もこの法律職業資格試験に合格しなければならなくなりました。

そして、2018年より、この法律職業資格試験は中国の新しい「司法試験」として今日まで実施されてきました。

### 3. 法律職業資格試験の受験資格の変化

かつての中国司法試験の受験資格は、法学教育の経験が不要で、特段の事情がない限り、大学を卒業すれば受験ができましたが、法律職業資格試験では下記3つのカテゴリのいずれかを満たすことが受験資格とされ、一定の法学教育を受けたことがなく、法的実務経験もない人は、そ

もそも受験ができなくなっていました。

記

- 全日制普通大学法学部の大学卒業の学歴を有し、かつ学士の学位またはそれ以上の学位を取得した者
- 全日制普通大学法学部でない大学卒業の学歴を有し、法律修士(Jurist Master)、法学修士(Master in Law)またはそれ以上の学位を取得した者
- 全日制普通大学法学部でない大学卒業の学歴を有し、それに相応した学位を取得し、かつ三年以上の法律関係の仕事に従事した経験がある者

以上

#### 4. 法律職業資格試験の内容・形式

法律職業資格試験の発足に伴い、試験の内容と形式も大幅に変わりました。かつての中国の司法試験時代では、一回の試験で短答式試験、論文式試験を行ってききましたが、法律職業資格試験では一変し、短答式試験(中国語:客観題)が9月上旬頃に実施され、これに合格した人のみ、10月下旬頃に実施される論文式試験(中国語:主観題)を受けることができます。

また、短答式試験には第1部試験と第2部試験がありますが、それぞれ試験科目は下記の通りです。

記

- 第1部試験: 中国特色社会主義法治理論、法理学、憲法、中国法史、国際法、司法制度と法律職業倫理、刑法、刑事訴訟法、行政法と行政訴訟法。
- 第2部試験: 民法、知的財産法、商法、経済法、環境資源法、労働と社会保障法、国際私法、国際経済法、民事訴訟法。

以上

一方、論文式試験の試験課目には、中国特色社会主義法治理論、法理学、憲法、刑法、刑事訴訟法、民法、商法、民事訴訟法、行政法と行政訴訟法、司法制度と法律職業倫理が含まれていません。

論文式試験に合格すると、法律職業資格試験に合格したということになります。なお、短答式試験に合格したものの、残念ながら論文式試験で不合格となった場合は、次年度に限り、その短答式試験合格の効力が維持され、論文式試験から受けることが可能です。

#### 5. 法律職業資格試験の合格率

法律職業資格試験の合格率は公開されていませんが、中国司法部等の中国当局により公開された関連データを分析し、直近数年の法律職業資格試験の合格率は約13%~15%程度であるという分析結果もあるようです。



※中国の「司法試験」に合格しますと、このような資格証書を中国司法部からいただけます(私も今年の3月にいただけることになっておりますが、必ず本人が現地の司法局へ受け取りに行かなければならないため、それだけのために一時帰国する必要がありそうです。)

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。  
(<https://uryuitoga.com/form>)

以上